

山崎郷土叢

No. 88

8. 9. 10

兵庫県宍粟郡
山崎町教育委員会内
山崎郷土研究会
電話 62-2000

高家庄と宇野氏（下）

— 宍粟郡の荘園制（四） —

嘉吉の乱と高家庄

岩井忠彦

預所宇野氏の横妨に苦しむ時房にとって、好機は予期しないところから訪れた。嘉吉元年（一四四一）六月二十四日、赤松満祐が六代將軍足利義教を京都の自邸に招いて暗殺したのである。

満祐は義教の首級を奉じて播磨に下向し、七月二十二日に安国寺（加東郡東条町新定）で盛大な法要を行って將軍義教の怨霊を鎮めた後、守護館のある坂本城（姫路市書写）に入り、さらに本城である城山城に移った。その間、都では有力者たちの利害が錯綜して対応策がまとまらず、満祐追討の論旨が發布されたのはようやく八月一日のことである。時房はこの時の論旨をおそらく原

目次

① 高家庄と宇野氏（下）	岩井忠彦	1
② 山崎町の変遷と今後		
— 街区部の歴史地理的視点から —	宇野正碓	10
③ 池田家老淵本弥兵衛の日記(1)	堀口春夫	20
④ 山崎町の明治・大正・昭和の 梵鐘について	片山昭悟	24
⑤ 年貢米銀仮割帳(4)		
— 尼崎藩庄屋文書 —	久保寅夫	32
⑥ 春の研修旅行記	浅田耕三	41
⑦ 事務局だより		44

文のまま日記に書き写しているが、播州凶徒退治事、今日被成論旨

に始まるこの日の記事は、高揚する彼の気持をそのまま伝えてい

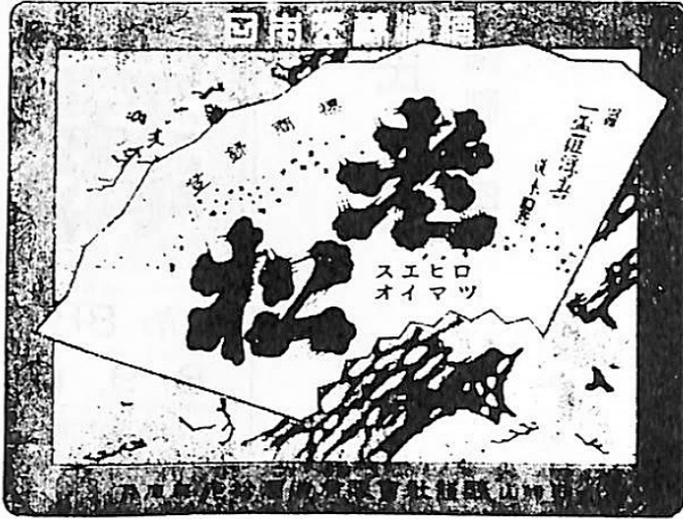
る。これと同じ日、事件を高家庄に対する実質的な支配権回復の好機と考えた時房は、仲介者を得て妙住院住持周朝上人と会い、管領に対して荘園直務のための御教書を発するよう働きかけることに成功した。

今夕向河東妙住院、謁住持周朝上人、新少納言周茂媒介也、播州、作州、備州家領寸事、向後止守護并地頭已下競望、致直務可知行由、被成下御教書様、可伝示管領之由相馮之、必可伝達云々、茶礼有張行、不慮祝着也、折番可期到来由示之、折番隨身者也、入夜帰家、万里小路大納言家領播磨国吉河庄、同重末行恒寸名、同国高家庄、(中略)、向後止守護并地頭已下競望、致直務可令全知行給之由、所被仰下也

「祝着なり」とはまさに彼の率直な気持であろう。ために時を過ぎて家に戻ったのは夜になったのである。

続いて同月八日には、
播州事、赤松在木山城
城残党大略伏誅及擒
於国人寸者多以降参
云々、吉川庄高家庄
寸事、以常福寺便宜
下遣折紙、代官近日
入之由也

と、赤松氏とその一族が木山(城山)城で滅亡したこと、代官が近日中に高家庄に入るであろうことを記している。播磨国守護職であ



る赤松満祐の滅亡は、その被官の一人である宇野氏の没落をも意味するはずである、すくなくとも時房はそう信じたのであろう。「国人等においては多く以て降参」の言葉の中には、宇野氏の敗死あるいは没落を期待する気持がこめられているのではあるまいか。この日の彼には、莊園直務の実現が目に見えるようであったに違いない。

翌九日の重陽の節句は時房にとって文字通りの佳節になった。

その日の日記は

菊節幸甚々々

の書き出しに始まり、

弄璋御慶事、玆重々々、御自愛尤察申候、承悦之余献賀章、猶可参拝者也、恐惶謹言

九月九日

時房

三条殿 御劔祝万歳候也

という喜色あふれる書状を、さらに続いて赤松の被官十九人の首級が六条河原に懸けられたことを記している。

そのうえ、十日には

播州事、赤松已楯籠木山城間、無主地也、仍寺社本所領(請)取制札於管領、下使於所領、止甲乙人濫妨、件札長一尺五寸、広一尺云々、此事左大弁三位所告示也

と、「無主の地」になった播磨の莊園に対する「甲乙人の濫妨」を、管領の制札によって禁圧することになった。法令が制札で通達されたことや、その法量がわかることでも貴重な史料であるが、

それについては別稿に譲ろう。ともかく、「先ず以て承悦々々」とは彼の偽らざる気持であったに違いない。

続いて二十一日には赤松満祐と安積行秀の首が大路を渡し、獄門にされた。同日の日記には

高家庄代官職事、為西京寿命院之由、法命寺引付之由、今日治定者也

とあって、法名寺祐明の仲介により寿命院の某を高家庄代官に任命したことがわかる。そればかりではない。二十四日には六条宰相有定を訪ねて高家庄代官について語り、

予代官令治定者、柏野代官同、可媒介哉云々

と、六条家領穴粟郡柏野庄（柏は柏の誤記であろう）の代官職の仲介を約束する余裕すらみせているのである。なお、代官との間で、請地（荘園管理を委託するかわりに年貢納入を請け負わせること）とするならば百五十貫と取り決めたことが記されているので、この時期の荘園経営の実態や貨幣経済の浸透ぶりをうかがうことができる。ともかく

自柏野庄飛脚帰京、地下之儀強無違乱事、前守護代降参、在此庄云々、中略）、高家庄代官事、年貢員数寸事、以法命寺示遣寿命院、為請地者貳百四十貫、為所務分者代官得分五分之由也、

（九月廿六日）

代官宇野次郎満貴降参之間、難下知之由返答云々、（同廿八日）

富田土佐入道性有自播州送状、属播磨守手降参之間、其身無為、

（後略） （閏九月十五日）

など、断片的に都へ伝えられる情報を基にすれば、時房が今こそ高家庄に対する直接的支配権を回復する好機であると考えたのも無理のないところであろう。それは、彼のみではなく都の貴族や多くの寺社の希望的観測であったはずである。そうであるが故に、彼らの許には都合のよい情報ばかりが集まったのかもしれない。このような状況を受けて、閏九月六日には高家庄の直務の回復をはかるための御教書が作成された。高家庄は応永四年（一三九七）以来直務の荘園であったにもかかわらず、赤松満祐の強引な要求で宇野氏を代官に任命していたにすぎない、したがって

万里小路大納言家領

播磨国高家庄一円事、

向後停止守護并武士

・前預所宇野以下方

々競望、本所直務不

可有相違之由、被仰

下候也

万里小路大納言家

領播磨国高家庄、

同諸職田畠寸事、

任応永四年七月廿

八日御内書之旨、

止前預所宇野競望、

可有御直務之由、

創業明治28年・さつき本舗

四季の菓子

御進物・おみやげ・お茶うけに、四季折々の
真心こめた手づくりの御菓子を

御菓子司  

本店・播州山崎町さつき通り (電)62-0170
山田店・播州山崎町山田 (電)62-0160

被仰下候也
というのである。

同月十七日、前日に西福寺法寿院の重慶と高家庄代官について協議した時房は、高家庄の住民に次のように通達する。

高家庄御代官職事、本所御直務御書如下、仍御代官入_レ也、名主百姓存其旨、御年貢公事人夫寸、各可致其沙汰者、依万里小路大納言殿仰執達如件

嘉吉元年後九月十七日

当庄地下人中

代官の入部を、名主のみでなく百姓、つまり他の有力農民にも通達していることにも注目される文書である。

しかし、宇野氏を含む赤松被官が嘉吉の乱で満祐とともに没落し、播磨が実際に無主の地と化したのであろうか。地方の実権を握っている国人たちに、管領の制札や荘園直務の御教書がどれほどの強制力を持つものか。

沙弥常慶

事務用品
OA機器
スチール家具
修理メンテナンスの専門店

イトーオフィスサービス(株)

兵庫県山崎町中広瀬

〒671-25 TEL(0790) 62-0126
FAX(0790) 62-5920

断片的で楽観的な情報ばかりを基礎に、荘園の直接経営への願いをこめた希望的観測に基づく判断の誤りは、程なく明らかになるであろう。

国人宇野氏の動向

円心以来播磨を支配してきた赤松氏は、嘉吉の乱によって一時滅亡する。しかし、その被官の多くは、満祐と運命をともしたわけではなかった。赤松氏の下で成長した宇野氏のような土豪はこの時期になると国人と総称され、それぞれが本拠とする村で着実に勢力を拡大していた。したがって、彼らは以前ほどには赤松氏の庇護を必要としなくなった。彼らにとって、場合によっては守護赤松氏の権力は排除の対象にさえなっていた。嘉吉の乱の直前に起こった播磨の一揆は、その象徴的事件といつてよい。

したがって、城山城に拠る満祐の下に馳せ参じた国人たちは少なく、たとえば上揖保庄の地頭島津氏にしても、あるいは三方西庄の中村氏にしても、赤松氏に殉じて城山で一族が全滅するようなことはなかった。高家庄の宇野氏もまた同様である。そのような在地の事情を十分把握しないまま荘園直務を計画してきた領家が、次第に現実に直面しなければならなくなるのは当然の帰結であった。

嘉吉元年十月二十八日、華蔵坊重慶法印が万里小路家を訪れ、使者の則阿（則阿弥）が高家庄に入ったことを確認した。しかし、

日記はそれに続けて次のように記している。

但宇野次郎満貴未渡之、彼舎弟十一歳、属守護山名手、假彼勢
威可支地下之由

宇野氏一族は赤松氏の滅亡とともに勢力を失ったわけではなく、
新たに播磨国の守護となった山名氏の下でも相変わらず権力を行
使しているのである。山名氏にしても、播磨全域をその被官たち
だけで支配するほどの余裕はなく、播磨の国人の権利をある程度
認め、彼らを利用するほかはなかったであろう。そのような現
地の状況では領家の使者が無力であったのも無理はない。日記は
続けて

完粟郡々司、今月廿一日入り件郡、欲入高家之処無其儀、就前
守護代居所入り、柏野庄、已開宇野館、欲居住之所、宇野點近
所之道場、令居住云々。

とある。郡司でさえも、宇野氏の妨害によって高家庄には入れず、
柏野庄にあった前守護代（つまり宇野氏）の館を使用することも
できなかつたのである。

また、これによれば宇野氏が赤松氏の守護代をつとめていたこ
とや、先に引用した九月二十六日の日記「柏（柏カ）野庄より飛
脚帰京（中略）、前守護代降参、この庄に在り」とあったとおり、
当時その館が柏野庄にあったことがわかる。郡司がまず高家庄に
入ろうとしたところをみると、当時の宍粟郡の郡衙は高家庄に置
かれていたのであろうか。ともかく、現地の情勢は京都の時房は
じめ公卿や寺社の思惑とはおおよそ違う様相を呈していたのである。

十一月十八日、高家庄へ下向していた則阿弥が前日に帰京し、
重慶とともに万里小路家を訪れた。その報告は

地下之式、前代官宇野未止違乱云々
と、時房にとって芳しいものではなく、

近日守護上洛之時、可廻秘計之由、重慶法印示之
と、今後の計略に自らを慰めるほかはなかった。ここに至って、
高家庄の領家直務の企ては非現実的であることが時房にもようや
くわかったものであろう。それについての記事は以後『建内記』
から姿を消すようになり、嘉吉二年四月三十日に

高家庄未進内二千疋、

今日且又到来

とあるように、未進年貢
の内の一部でも納入され
ればそれで満足するほか
はなくなるのである。

年貢の不足や納入の遅
れは、この頃になるとむ
しろ当然のようになった。
年貢だけではない。万里
小路家にとって高家庄は
春日社への御幣料所でも
あったが、それもまた滞
りがちであった。これも

呉服とジュエリー

とくさや

本店 本町(さつき通り) 62-1680

咲ランド3F呉服のとくさや 63-0568

// 2Fジュエリーとくさや 63-0557

また
高家庄月宛事、去年十一月二千疋、十二月二千疋、正月千疋、
以上六千疋代官宇野次郎満貴無沙汰之処、今日千五百疋到来之
由今夜常慶所申也、珍重々々
とあるとおり、一部であっても、またそれが遅れても、納入され
るだけで満足するはかはなかつたのである。

山名氏支配下の高家庄

一方、健在とはいへ
宇野氏にも嘉吉の乱は
大きな影響を及ぼした。
嘉吉三年六月二十九日
の『建内記』には、次
のような記事がみえる。
高家庄代官宇野次郎
満貴送状云、此庄半
分年貢者、満貴可致
沙汰、於今半分者、
守護山名惣領金吾半
分押領、件分年貢直
致□□之由、守護使
申之

外科・内科

山中医院

院長 山中陽一

山崎町西町・TEL⑥20036

赤松氏滅亡後も宇野氏は領家に対しては横妨を続けていたが、そ
の滅亡によって守護代の地位を失い、占領軍である山名氏のため
に高家庄の半分を奪われている。残る半庄の支配権を与えられた
のは、山名氏四天王の一人、垣屋氏である。そのことは、文安元
年（一四四四）の『建内記』に

西福寺院務華藏坊重慶法印入来、今朝向、垣屋内藤丹後入道許、
催促高家庄半分年貢事、国奉行人近日在京、於事無沙汰、以外
也（四月十日）

高家庄年貢半分宇野為代官執沙汰也、今半分代官垣屋越前守熙
続也、去年未進内二千疋今日又且可致沙汰云々（四月廿八日）

高家庄去年文事、猶々不□□寸閑由、垣屋返答云々（四月廿
九日）

とあることによつて知られる。領家にとってはその権利を侵害さ
れることに変わりはないが、宇野氏にしてみれば赤松氏の滅亡は
やはり唇亡齒寒の感があつたに違いない。それは嘉吉の乱後も山
名氏の下で生きている、播磨の国人の多くに共通する悲哀であつ
たはずである。そうであればこそ、長祿二年（一四五八）に赤松
牢人は神璽奪取事件をおこし、その功績によつて赤松政則による
家名復活を実現したのである。

播磨奪還を掲げる赤松政則は、応仁元年（一四六七）に起こつ
た応仁の乱では山名氏との対抗上細川方、いわゆる東軍に属した。
山名氏の支配下で逼塞を余儀なくされていた播磨の国人たちは、
再び彼の下に集まつた。これを身勝手あるいは不節操と評価する

のは、朱子学的倫理観が支配する江戸時代以後の思想である。まず自分たち一族の生き残りを、繁栄を図ることこそ中世に生きる者の正義であった。その意味で、宇野氏をはじめ播磨の国人たちの行動は、むしろ天晴れなしたたかさであったと評価すべきであろう。

応仁の乱は、以後一世紀余の間続く戦国時代の幕開けであった。そしてその背後には、太閤検地とそれによる荘園の決定的な消滅の時が迫っていたのである。

高家庄の領域と都多村

最後に、高家庄の領域について検討しておきたい。とはいえ、莊園絵図も、四至を記載した文書も現在のところ未見である。したがって詳細な領域の確定は不可能で、すでに述べたように奈良時代の高家里、江戸時代の高家郷を想定する他はない。また、『完栗郡誌』はいうまでもなく、『播磨国風土記』や『和名抄』にいう高家里・高家郷が、都多村を含む伊沢川流域全体を指していたことは確実である。

ただ、ここで検討しなければならないのは都多村である。都多村の名が文書に初出するのは応安三年（一三七〇）八月七日付の「播磨国宍粟郡徳王寺範翁願文」（『熊野本宮大社文書』）で、それには

播州宍粟郡都多村徳王寺住持範翁

とみえる。応安は北朝の年号であり、「昭慶門院御領目録」によつて高家庄が後宇多院領へ伝領したことが確認される正安四年（一三二〇）と、万里小路家領になったことがほぼ確実な応永四年（一三九七）との中間に位置する。

ここにいう都多村が高家庄とどのような関係にあったのかは詳らかではない。ただし、都多村が高家庄に含まれていたのならば、庄名を省略しているのはやや不自然で、この時期には両者が別の行政区域とされていたことを思わせる。

実際、万里小路家領となつて以後も、高家庄と都多村は別々に扱われているのである。

たとえば正長元年（一四二八）十月一七日の「建内記」には

播州高家庄直務、并
都多村及建聖院領賀
茂庄加地子寸事、

（後略）

とみえる。高家庄の直務をめざす一方で、都多村は加地子の対象になっている。したがつて、都多村が高家庄とは別の支配形態であつ

旅行・観劇・航空券

すぐお応えいたします



神姫観光

〒671-25 兵庫県宍粟郡山崎町鹿沢68
（神姫バス山崎待合所内）

TEL (0790) 62-7588

FAX (0790) 62-7589

たと考える他はない。

加地子は一般に名主が作人から徴収した得点を指すが、万里小路家が都多村の名主であるとは考え難い。むしろ、都多村については高家庄とは異なり、万里小路家はいわゆる私領主であったのではあるまいか。すなわち、高家庄のうち伊沢川下流の村々が高家庄として立荘された後の十五世紀前半になっても、都多村は何かの理由で依然として国衙領にとどまっていた。そのために万里小路家は、都多村に対しては国へ納める官物とは別に自らの得点を徴収する権利を得ていたのであろう。高家庄が古代末期まで国衙領であり、立荘後

も国衙の干渉を受けることが多い荘園であったことを想起するならば、都多村が高家庄とは別に、この時期にもなお国衙領に止まっていたとしても不思議ではない。また、この解釈が正しいとすれば、応安三年の「播磨国粟郡徳王寺範翁願文」に高家庄の名を記さずに単に「播州六粟郡都

表装全般・新調修復

…古いものを大切に…

表具師 **松本永昌堂**

山崎町鹿沢本通り
TEL62-0122

多村」とあったこととも整合する。

さらに後の十五世紀後半になると、どのような事情があったものか都多村は山科家領になっていたことが『山科家礼記』によって知られる。

『山科家礼記』は『山礼記』『家礼記』とも呼ばれ、山科家の雑掌を勤めた大沢氏の日記である。この日記には、都多村の名がしばしば現れる。たとえば応仁二年（一四六八）正月十日には、智阿播州都多村下候間、状安文、路錢三百文下行、又十疋給也と、年貢の督促のためであろうか、使者を派遣している。また、同年の日記には

山科家領播州都多村年貢未済云々、太不可然、嚴密可被收納之、猶以令難渡候者、一段可有異沙汰之由候也、仍執達如件

八月廿一日

之種判

秀興判

宇野上野入道殿

という覚え書きがあつて、この村も高家庄と同様に宇野氏の実質的な支配下にあつたことがわかる。その横妨を禁じる同様の奉書は、たとえば文明三年（一四七一）十月五日にも出されているが、もちろん効果はなかつたようである、翌年十月五日に

一 幡州下揖保庄守護半済

一 同国都多村宇野上野、公用一向無沙汰候也

とあるように、もはや対抗策もとれない状況になっている。

『山科家礼記』以後、山科家関係の日記は『言語卿記』や『言継卿記』

等に受け継がれる。そこにも都多村の名は見られはするが、頻度は急激に減少する。応仁の乱後の赤松氏の播磨復帰とともに長水城を本拠とする宇野氏の勢力の拡大もまた加速し、それと反比例して山科家の領家としての地位は低下する。「言継卿記」が書きつづけられているころ、都多村でも太閤検地は目前に迫っていたのである。

中世の都多村についての詳論は本稿の目的ではないが、この村が高家庄に含まれていなかったことは以上からも明らかであろう。なお、都多村が片岡醇徳の『播州完粟郡誌』にいう「都多谷」、つまり下野村・中野村・上野村（おそらく小茅野村）にあたることは容易に想像される。

このように高家庄の領域を限定すると、それが大倭物代主神社の氏子の村の範囲に属することも注目される。すなわち、『播州完粟郡誌』には

一 大倭物代主神社 下牧谷村に有 諸守大明神と唱へり。祭日九月中巳、二巳は初。今宿高家上寺横須、生谷村より北大谷村迄伊沢谷中の生社也。

とみえ、これ以外の伊沢川流域の諸村は

一 伊和大明神 上ノ村に有 祭日は九月中巳初。下ノ村より北、都多谷中の生社也。

とある。断定は難しいが、氏子関係がそれほど変化するものではないことを考えれば、これまた中世の高家庄と都多村の領域を示している可能性が極めて高いといえよう。したがって、高家庄は

伊沢川流域全体を領域とする近世の高家郷から、以上の地域を除いた範囲と考えて、大きな誤りはあるまい。

おわりに

以上、高家庄について、その伝領や領家と預所との確執を中心に検討してきた。中世史研究の一般的な遅れもあって、これ以外にも検討すべき問題は数多く残されている。たとえば高家庄に関する史料にもしばしばみられる年貢納入の遅延は天災による収穫の減少によるものか、預所の横領のためであるのか、荘園農民の要求なのか、あるいはそれらの複合であるのか。領家を悩ませた年貢未進分の利益は誰が受けたのか。都多村の住民が官物の納入をしなから、一方で加地子負担をできるようになったことに象徴されるような、生産力の向上はどうして生まれたのか。

株式会社

安井書店

共粟郡山崎町山崎90
TEL 山崎②0700(代)

代官請地の年貢の銭納化や高家庄の和市など、交換経済の発達はどうのようにして可能であったのか、またその実態はどのようなものであったのか。その他、しばしば史料にあらわれる寺院や道場、阿弥号を持つ使者が多いことなどにみられる宗教活動の状況、制札や文書による伝達の背後に想定される識字率などの文化水準、飛脚にみられる情報伝達の方法、都多村や高家庄の歴史的景観の復元など、解決すべき問題は多いが、いずれ宍粟郡全域を対象として再論する機会を得たいと考える。

山崎町の変遷と今後(一)

―街区部の歴史地理的視点から―

宇野正碓

はじめに

平成八年夏に一宮町と波賀町が、合併四十周年の記念行事をそれぞれに趣向をこらして、実施した。安富町もその年に当るので、それ相当の行事があったと思う。

山崎町は昨年に四十周年を迎えて、式典と記念誌の発行など各種の行事を行った。四十周年とはいえ、敗戦後五十年のことであって、悲惨な状態を克服した半世紀といえる。

その間、数回に及ぶ景気の変動に苦しめられてはきたが、経済は活発化して、かなりの変化が認められてきた。本稿では焦点を

主に街区部(市街地とも言い兼ねて)の変化を初期の新町時代も考えながら述べてみたい。

一、近世の山崎町

一、伊沢共一、伊沢谷から山崎新町へ(新町申付状)

長水山に山城を築いて西奥播磨を支配していた城主宇野氏は、信長の命を受け中国征伐に出兵した秀吉勢のために滅亡(一五八〇・天正八)し、ここに西奥播磨の中世は終わった。そのあとの支配者には交代はあったが、一応安定した支配者は龍野城主木下勝俊(一五八七―一五九四・天正一五―文禄三)で、宍粟郡を併領した。この木下勝俊が発行した「新町申付状」をもって山崎町の成立とする。「町」というと、長水山城の西麓・伊沢谷の現在も地名として残る上町・中町(現在宇野)、下町、殿町の地域であった。この細く狭い山麓のほぼ南北の土地が、武家屋敷であり、商工業者、農家の混在するいわゆる「町」であった。この「町」は城を守る軍事上の必要から発生したもので、長水山の東麓では段丘に「構」^{かまえ}とよぶ軍事施設(伝承では城主の隠居所とか、家老屋敷とも)が設けられていた。大手は伊沢川に面した上町・中町であった。

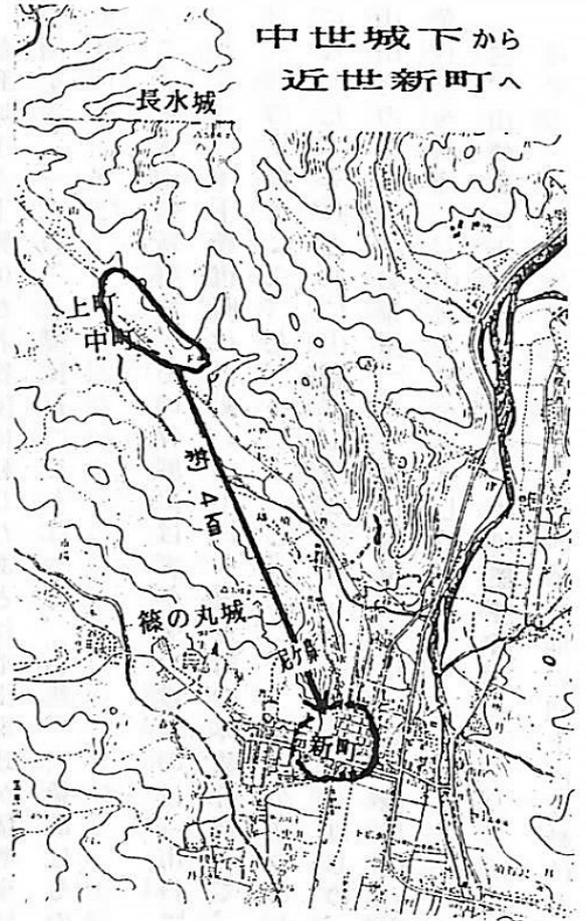
この大手は軍事目的のために発達したもので、新しい時代(近世)を迎えた自由経済(楽市楽座)の時代には発展に乏しい土地柄で、本流の揖保川とは別の支流(伊沢川又は都多川)、上流は行きどまりの袋状谷で、平地も僅かしかなく隠れた谷間にすぎな

い。

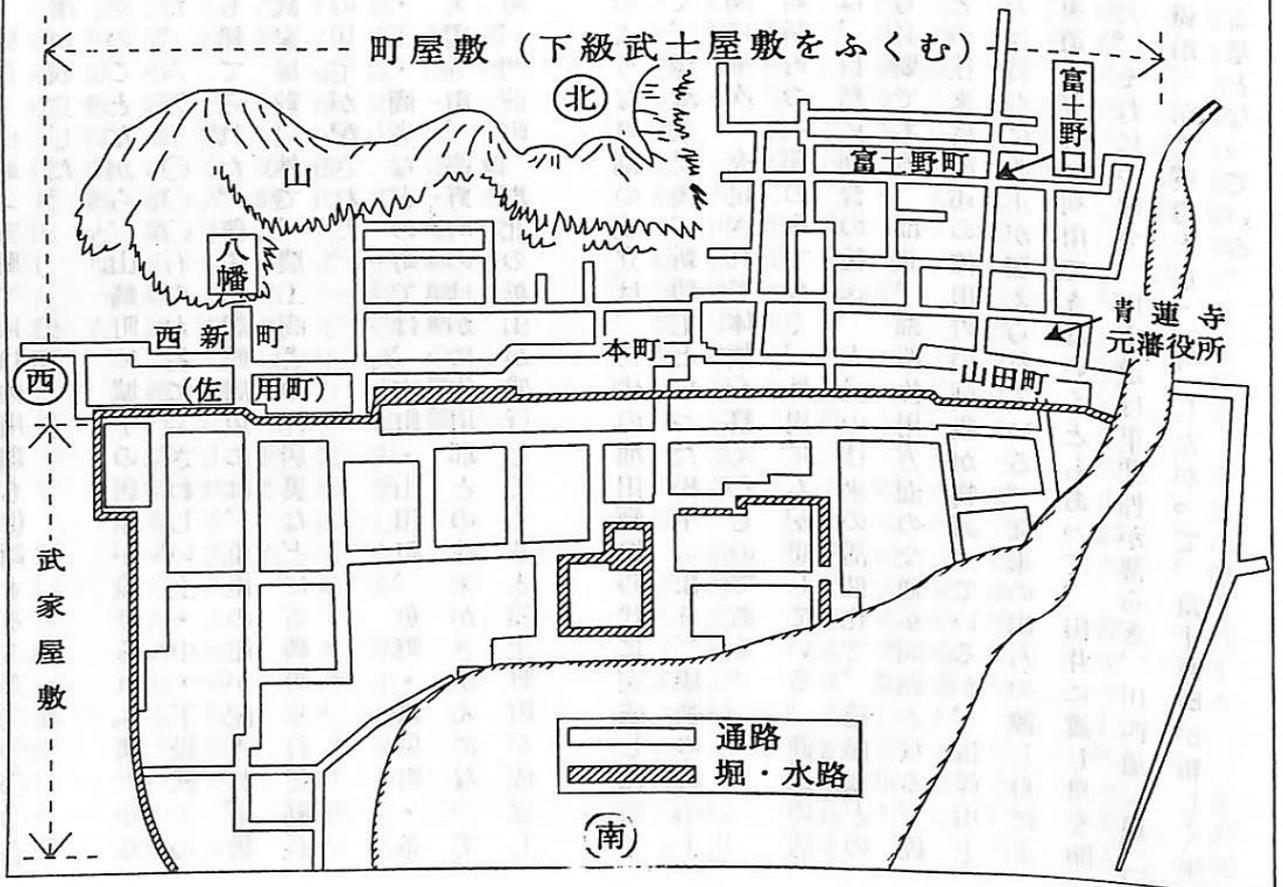
さきに述べたように、龍野城主（宍粟併領）が発した「新町申付状」によると、

・「宍粟郡のうち山崎村において新町申付候」（書き下し筆者）と布告を出して伊沢谷の上・中・下町と別に「山崎新町」設立を許可した。この新町は「尼ヶ鼻」（後に最上山という）とよぶ丘陵の麓の（元山崎）付近の山崎村を指定した。ここは揖保川の堆積地よりは一段と高い台地であり、かつて長水城主宇野氏時代に、播州に侵入していた尼子氏が陣地を置いたところであったようである。

・「山崎新町」を許可した木下勝俊本人は宍粟郡にどれほどの知識をもっていただろうか。



17世紀中ごろの 山崎藩城下図



部下の智謀者も他所から龍野に移ってきた当座は、領内の認識が深かったとは考えられないから、この「新町申付」を進言した者は、宍粟在住の商工業者出身の地元有力者であったと考えられる。

「新町」となる山崎台地は、伊沢谷の中世城下からは直線距離にして約四キロメートルにすぎないのであるが、新時代（近世）を迎える転換期であることをいち早く察知した地元の指導者の先見の明に驚かされる。

独断を許されるならば、「望み次第、罷り出さず候」の許可文以前に、すでに宍粟郡に進出していた人たちがあったのではないか。

二、新町、交易に賑う（市日の決定）

龍野城主木下勝俊が若狭国に転じたあとは池田輝政が播磨全域を領する（一六〇〇・慶長五）ことになって、当然、宍粟郡はその支配下となった。

このとき山崎新町に、その発展にはずみをつけたのは『市日』の設定で、木下勝俊時代の賑いの上に一段と町の体裁を整えて、月六回の定期市（二、七、一二、一七、二二、二七）が立つことになった。それと共に山崎―山田と連続した街並もできはじめ、山田町の北側の「お茶屋」と呼ぶ代官屋敷には、高砂城目代と宍粟代官を兼任した中村主殿が来住していた。

三、山崎町に十町成立（輝澄、佐用郡併領）

播磨の大守 輝政が死去してから西播三郡の領主に変動はあつ

たが、結局、山崎（宍粟）には佐用郡も併領する六万三〇〇〇石の大藩が成立した。

当然のことながら、山崎町に城主の居館が設けられ『構』が築かれた。六万三〇〇〇石の大名にふさわしい上・中・下級武士の居宅も建てられた。藩主の居館周辺には、重臣の館が配され下級者は武家屋敷以外で、農工商者の住居裏などに寄騎町歩行足軽長柄組の居宅が配された。

農・工・商者などの町では、本町・山田町、魚町・紺屋町・茶町・大雲寺町、高野町のほかに佐用郡との往来がさかんになって、佐用町、門前町、郡北の鉾山が盛行してくると富士野町が成立した。

このような町割の成立は、初代の池田輝澄時代に完成したのではなく、輝澄改易後、新領主となった松平（松井）康映の統治十年の間に漸次、充足されて体裁を整えたものである。

山崎新町の内部のみでなく、外周にも配慮している。商工の活性化は、自然に物資の輸送、人員の往来の活性化で、道路などの改良も必要である。郡北、郡西佐用方面の交通が問題となる。佐用郡との往来は前述の佐用町の創設が物語っているが、揖保川上流地方は特別に改正が加えられている。従来の出石の渡し舟による川東道が十分に利用できないこともあって、田井に渡し舟を開設した。それにつけて、川東道は重要性が薄らぎ、川西道（現二九号線沿）が主要道となった。したがって、富士野町が新しく生まれる基となっている。

四、郡外部の交流（高瀬舟の就航）

郡北部からの生産物（貢租米・木炭・薪・木材・其の他森産物・鉄）は郡外に送り出さねばならないが、当時として最も進んだ輸送手段は、水上輸送で、諸国の各河川では一様に高瀬舟が就航していた。おそらく、姫路藩主輝政のころに、西播磨の河川でもその機運にあったと考えられるが、文献的には揖保川、千種川ともに元和初年（一七世紀前半）とみられる。揖保川の場合は上広瀬村と中広瀬村の境あたりの「今宿」に舟の発着場がつくられ、山田町の坂を東に下る連絡路が人家の集るところともなり、田町とよぶ農人町が成立するようになっていた。

五、町の減衰（大藩から小藩へ）

池田輝澄と、それにつづく松平康映五万石の時期は、宍粟郡山崎の全盛時期であった。片岡醇徳は『守令交代記』で、当時の繁栄、此の時にあり」といっている。しかし、栄光は長く続かず、松平康映が転封したあとは、備前児島の藩主池田恒元が三万石の領主として山崎に入った。

佐用郡を失ったのは勿論、宍粟郡でも千草谷全域と土万谷の北部、芥木村と西有賀半分（現波賀町内）が幕府直轄領となつてしまった。

河川を利用する物資運搬には変化はなかったが、武家屋敷には不要建物が続出した。六万三〇〇〇石相当の家臣数が三万石相当の家臣数となったからである。家老衆やその家来の居室も多く不用となり、寄騎、足輕の減数は空屋敷を生じ空洞化が進んだ。

池田恒元家も後継者に恵まれず、廃藩の浮き目をみ、つぎの領主は一萬石の本多氏に代つた。

最盛期の六万三〇〇〇石、五万石（佐用郡の一部を含む）、三万石、一萬石と急速な減石である。

『守令交代記』は家臣の減数によって空地は畠になったという程度しか記していないが、三万石の池田恒元家の廃藩のときは、本家岡山藩が家臣を引き取ったあと、町民による建物の買取り、取りこわし、農民の盗木などの無秩序ぶりを示す古文書が現存するが、政権交替時の混乱が知られる。

時は移るが、一九世紀後半の藩籍奉還、廃藩置県当時に、転出した人たちの藩屋敷も秩序整然であったか、どうであっただろうか。

二、近代、山崎の変化

1. 明治・大正・昭和前期の概観

藩籍奉還によって、多数の武士は失業したが、明治政権から与えられた金禄公債にたよって生計の維持は可能であった。以前の藩の改易、転封の時より事情はやや良かった。

しかし、公債を入手したのを機に山崎を去る人たちも多く、反対に公債を資本に事業を始め、銀行経営を考えた人もあったが総じて士族屋敷は閉散となった。

明治政府が、打ち出した制度に従って、新行政庁が誕生したが、大体、旧藩の建物、又はその跡地を利用していた。山崎県の時や

飾磨県の第三出張所は旧本多邸内に、大区制となると旧集会所を区務扱所としたのはその例で、郡役所は本町（現菅山振興会館）に置かれ東鹿沢（明治二十七年）に移った（大正二新築）が、それも家老屋敷跡で、山崎町役場は郡役所跡の空地を求めて建てられたものである、

警察署（元巡查交番所）は町内中心地の商家跡の山田町に創設し（明治十七年庁舎新築）、営林署（山崎小林区）も武家屋敷であった鹿沢に設けられた。

教育関係では小学校、高等小学校は旧藩庁に、大正年代に中等教育機関が必要になったときには高等女学校（前身は町立技芸専修女学校）が、大手門前の家老屋敷に設立された。

つまり、新政府による種々の行政や教育の機関は、本多藩庁・藩邸・士族屋敷の跡地を埋める形で建てられてきたために、街へ町へ域は、旧来の城下町の範囲にとどまって、街域の拡大にはならなかった。

ただ、変化がみられたのは、養蚕業に伴う製糸工場の新設、畜産業の隆盛による家畜市場の繁栄、林業に伴う製材工場の増加がある。（表1・2参照）

製糸工場は郡は製糸が五〇〇人近い工員を集めて中広瀬に工場と寮を設けたので町域の景観を一新し、女子従業員の購買力は大きかった。

養蚕、家畜、製材その他による金銭の移動は金融機関の発達を促し、さらに旅館、飲食業も発展した。「料理組合」の発足時に

(表2.) 郡内の製糸・製材所など工場数(旧町村別) (表1.) 家畜頭数の増加(兵庫県宍粟郡誌による)

兵庫県宍粟郡誌による

町村名	製糸	製材	帽子	電気
山崎町	2	4	1	
葛沢村		2		
西谷村		2		
千種村		1		1
城下村		1		
三方村		1		
奥谷村		1		
三河村		1		
繁盛村				1

年次	牛頭	年内出産牛	馬
大 2	4,621	869	518
3	4,734	898	671
4	4,867	984	704
5	4,757	961	795
6	4,337	1,072	814
7	4,315	1,063	848
8	4,416	1,083	788
9	4,730	1,242	745
10	5,364	1,323	655
11	5,219	1,273	671

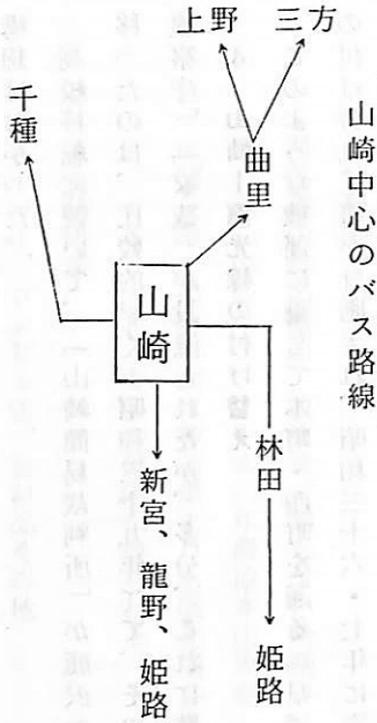
組合加入者九六軒、芸妓数五八人（山崎町史より）を数えたという。今でも他地方の年輩の人たちの中には飲食業の多かった場所を「山崎の地獄谷」と記憶している。

しかし、この繁栄は、山崎台地上に限られて、台地を下る傾向はすくなくかった。

2. 敗戦から平成の現在まで（街区の変化）

養蚕、製糸、畜産、製材業などで大きく繁栄した山崎町であったが、街域に関する限り山崎台地から沖積地に伸展しようとはしなかった。この一見、保守的な山崎町を動かす原動力となったものは、自動車の発展と道路の改修であった。かつて、近世山崎町を変貌させたのは、揖保川高瀬舟で、言い替えば、「川と舟」であった。

近代山崎町を動かしたのは「道路と車」であった。年輩者には記憶に鮮明なことではあるが、横図に示したような路線が有力路線



であった。町外の道路が広いわけではなかったが、山崎町（旧）を起点に発着するバスは、現在の山田町を通り抜けて姫路へ、揖保川上流の三方町、上野へは東和通りを、千種方面へは本町西町通りをぬけていた。バスは一例であって木材を積んだトラックも同様であった。（ただ現在は道路の側溝が利用できてやや広い）住民は我慢の年月を送っていた。

3. 台地上から沖積地へ（新規道路の開通）

行政担当者も山崎町の近世さながらの防衛を主眼とした電光型、喰い違い型の道路網と拡張余地のない狭隘道路（近世では二間半幅が最大であった）の改善方法には苦慮したと考えられる。

しかし商店街では道幅の問題よりも、山崎町には交通機関を利用した旅客に商店街に立ち寄ってもらうことが、町（商業）の繁栄につながるかと考えたのは近世以来の抜き難い信念で、高瀬舟の出石以北への延伸に反対したのも、バスターミナルの郊外地への移動を阻止し、郡北と姫路間の直通バスに賛成できなかった人たちがあったことも港間に知られている。

山崎台地を離れる機運が起ったのは、県立山崎高校（旧山崎高等女学校）が校地狭隘と老朽化で移転の必要が議題に登ったことである。当時は食糧生産の重要な時期であったため、沖積地利用は断念し、加生地区（八幡神社のある門前地区の西方）の山麓を整地しての移転で、移転完了は昭和二十九年であった。（註、それ以前に山崎―新宮間の県道が遠藤坂を下って新設されたが、商家の進出は僅少であった）高校の移転跡地に、町役場を移築（昭

和三十四年)し、旧町内を離れはしたが、台地下の低地へという構想はなかった。

高校移転に続いて、「山崎簡易裁判所」が鹿沢から今宿地区に移ったのは、比較的早く(昭和三十九年)で、その隣地に「山崎検察庁」「家裁」が設置されたが、多分、これに続く時期である。

4. 山崎―南光線の付け替え

このような機運に乗じて本町・西町を通る「県道山崎南光線」の付け替え工事が計画され、昭和三十六・七年に完成している。現在の「播磨山崎郵便局」前、「さくら銀行」前、「役場」前、を東西線である。着工時期は未調査であるが、現在の「西兵庫信用金庫」から東方は水田地帯で工事日数が長かった記憶がある。昭和三十八年には山崎―南光線沿に「スーパーフタギ(ジャスコ)」が出店し、同四十二年には役場前に交通信号機が取り付けられたことからして、交通量が増加し、学童の登校の安全が危惧されたからであろう。

完成した山崎―南光線沿いに移ったのは、東方から「播磨山崎郵便局」「西兵庫信用金庫」、「さくら銀行H4」(神戸銀行↓太陽神戸銀行)、「神姫バスターミナル」、警察ハ出所V「みどり銀行H8」(兵庫相互銀行S26↓兵庫銀行S46)、「関西電力山崎営業所」(NTT山崎営業所)、「播磨山崎電報電話居・日本電信電話公社播磨山崎営業所・NTT播磨山崎営業所・局舎完成四三年九月)山崎町役場庁舎(含、教育委員会、外各委員会庁舎)、山崎鹿沢郵便局、近畿電気工事山崎営業所等の官庁、公共機関で

その間隙に「医院」「歯科医院」「薬店」「生命保険会社」「理容・美容室」「米穀・生鮮魚食料品店・酒店・菓子店・書店・洋品衣料店・スポーツ用品店等ができ、空地も特別駐車場として街道筋は充実した。特に町役場周辺の地区にはサラリーマン相手の喫茶店、軽飲食店が目立つ。

5. 国道二十九号線改修(街区東方低地に移動)

国道二十九号線は、姫路市青山から北上し、林田町・安富町・山崎町を経て、日本海側の鳥取市に到る道路であるが、当初自動車の通行には不便で、特に、林田町、安富町、山崎町の街区地は問題が多く、それぞれにバイパスを設けることになった。

山崎町域の改修開始は昭和三十二年で、工事が終了したのは昭和四十年十月、完成祝賀会は四十二年八月であった。

従来の国道二十九号線は、宍粟橋で揖保川を渡り、西行して、崇道神社角で北転し、三津橋を経て郡北に向っていたが、バイパスとしての新道は、安志峠(須賀峠とも)から西行して、揖保川に「山崎大橋」(昭和四十年四月)を架設して、さらに西進し、舟元地区で北向きに進路を換え、山崎町街区(旧町)の乗る山崎台地の東崖下にある沖積(堆積)地を北上して津能橋を経ることになった。この新道は田町地区で数軒の移転を伴っただけの田圃の中の直線道路で中広瀬信号機以北では、福井(八百福酒店とたばこ店)商店が元の位置に残っている家屋である。

新道設置後、山崎台地上に住む人たちが、営業の拠点を国道沿いに移す行動に出るのに年月がかかった。二十九号線

完成後三十年を経た今日では、山崎大橋東詰から北は上三津地区に至る間六、五〇〇坪は官公庁、公共機関、個人商店が軒を並べて建ち並び繁栄を示す。

6. 一次出店地区（中広瀬交差点から津能橋間）

A、国道沿に移動した官公庁・公共機関

- ・山崎簡易裁判所 昭和三十九年鹿沢から今宿へ
- ・山崎検察庁、山崎家裁も同時期、同所へ
- ・山崎宮林署 昭和四十年鹿沢から
- ・龍野土木山崎出張所 昭和四十二年鹿沢から津能橋南西詰へ
- ・山崎警察署 昭和五十一年山田町から
- ・宍粟広域行政組合 昭和五十六年鹿沢から
- ・兵庫県山崎庁舎 昭和五十六年鹿沢から

庁舎は合同庁舎で、保健所、福祉事務所、農業改良センター
林業事務所あり

- ・しそう農協本店 昭和四十五年山田町から、名称は当時山崎農協であった
 - ・県信連山崎出張所 改修後、間もない時期
 - ・道の駅「山崎」 平成六年農協本店東側
- B、民間企業の出店傾向は製造業よりも販売業が多く、販売と修理。チェーン店、支店の健向がみられる。

① 販売関係業

- ・スーパー、コンビニ店、食料品その他
- ・自動車と部品、農業機械の販売修理

- ・ホームセンター、建材、簡易ハウス物置
- ・和洋酒、洋菓子、肉類、たばこ
- ・仏壇、靴（量販）、ベビー用品

② サービス業

- ・食堂、喫茶店、土産物
- ・ガソリンスタンド
- ・運輸、重機、レンタカー、車輛応急修理出動、洗車
- ・ブックス、写真館
- ・医院、歯科医院、薬店、生命保険
- ・旅館、マンション、ハイッ
- ・美容室、理容室

③ 製造業・鉄材加工・鉄工所

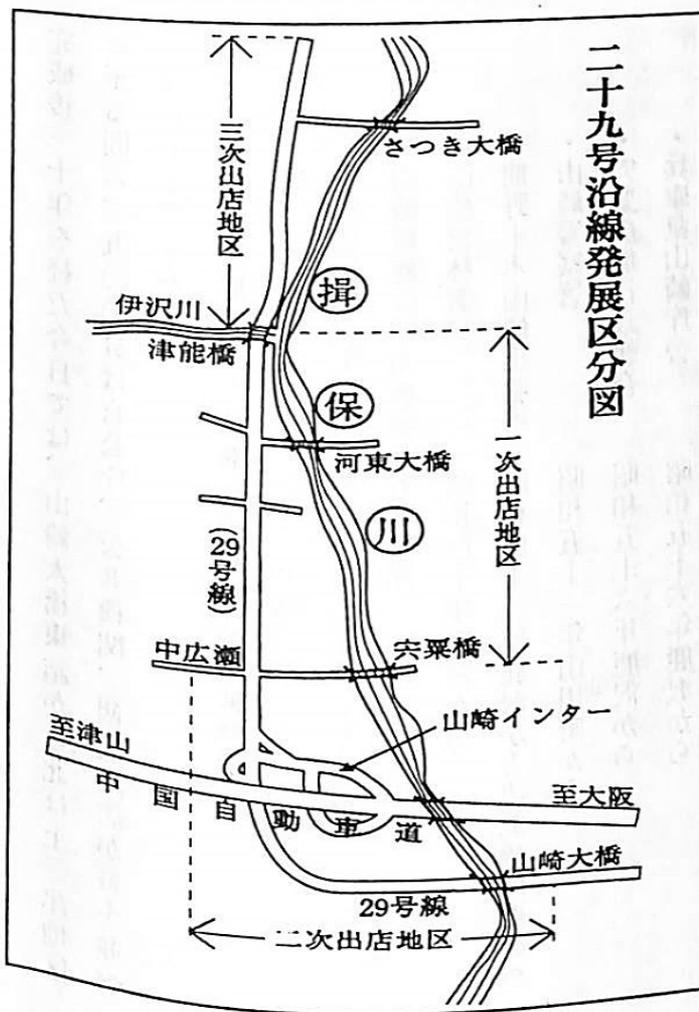
7. 二次出店地区（中広瀬交差点から山崎大橋間）

中国自動車道インター付近は、環境的に商業に不適當であり、インター取付道工事の未着工部もあって、路線バスの格納庫、営業所、関電保線所、自動車整備工場、近畿地方建設局山崎維持出張所（二十九号線改修の中心的官庁であって他の官公署より最も早い）電機部品工場、生コン工場などで、小売商活動は遅れていた。

中広瀬交差点―津能橋間の発展に刺戟かれて、ガソリンスタンド、レストラン、家具店、ギフトセンター、回転寿司、メンス洋品店、シューズ量販店等の進出で、営業地域が山崎大橋の東側にも、玩具、酒類の量販店やマンションができた。

8. 三次出店地区（津能橋以北、上三津間）

これまで取り上げた地区は、主に旧山崎地域であった。この地区は、国道沿いに旧民家と水田地帯であって、商業活動に取り残された感のあった地区であった。変化のきざしは、旧河東神谷地区と『さつき大橋』で結ばれたことと、津能橋以南が立派な街区に成長したことである。直接には、山陰地方から大規模なホームセンターが進出したことに原因がある。このセンターは、既存のガソリンスタンドの向き合う形となり、また、近辺の、喫茶、寿司、食料品等の小売店と補充し、続いてコンビニ、美容室の進出もあり、三津信号機以北の、揖保の糸（そうめん）倉庫、鉄工所、観光バス、自動車整備、テナント事務所なども連結することに



なった。

9. 沿線に進出した人たち（商点）の特色

山崎—南光線、国道二十九号線沿線は、広義にみると敗戦後の変化を示すのであるが、狭義には昭和三十年以後、あるいは昭和四十年からの三十年間の変化といえる。この未知数の地に資本を注いで進出するには、それ相当の将来性への見通し、英知と勇気が必要であった。その人たちは町内の人や、他地方の人か、資本形態のあり方まで十分に把握はできないけれど、商店名などから判断すると町内出店者と思われる商店名もあるが、郡内出店者とも見える商店名があり、郡外、県外からの出店と思える商店名が見受けられる。経済活動は勿論自由であり、資本力が大きく左右するのであるから偏狭な郷土意識は捨てなければならぬ。

このことは、近世初期、山崎町成立当初に、商業活動を行った人々の屋号を見ると、龍野屋、英賀屋、志かまづ屋（飾磨津）、からつ屋、千草屋、小原屋、いせ屋、いづみ屋、などの名がみえて、本町山田町のメイン通りの家屋の持主の名も龍野屋、英賀屋、千草屋などが占めている。このことからみても、現在も、四百年前も経済活動は類似点が多い。

今回では、官庁や公共機関が、山崎出帳（営業所）の名称を付けるのは当然としても、民営の商店にも「山崎営業所」と明記したものがあるのは山崎町の経済的地位を示しているようである。リストラ時代で、官庁の中でも、すでに山崎から引き揚げたのがあり、現在、引き揚げ統合が進められているもの、水面下で、その

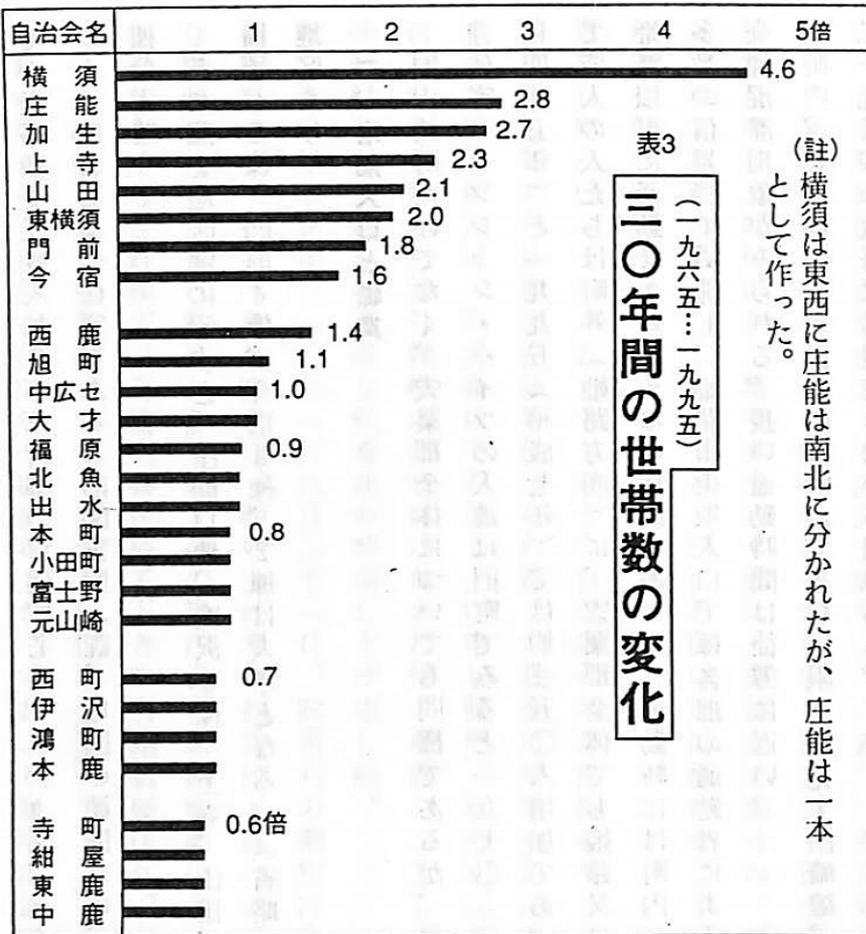


表3
 (註)横須は東西に庄能は南北に分かれたが、庄能は一本として作った。
 (一九六五～一九九五)
三〇年間の世帯数の変化

ような傾向にあるものもあるようである。

結 び

一、旧町中心の今後(世帯数増加とマンション)
 山田町、本町、西町、東和通などの狭隘な路面を避けて、山崎―南光線や二十九号線の付け替え、バイパス化で山崎町の街区地は拡大し商業活動も活性化がみられる。しかし山崎町の生産性が低く他地方に通勤して人口を維持している。消費の町とみられ、



(※代表的なもののみとした)

遠隔地方から消費物資が流入してくるのにすぎないのではないか。山崎営業所・山崎支店の名称に拘りたい。

流入といえ、人口、世帯数の上でも同様で、山崎は住宅町、(阪神間地方と較べられないが)ベッドタウン化しつつあるようだ。それは、最近急速に増加したマンション・ハイツでそれが感じられる。一方、古くからの住宅地の空地化がみられる。

世帯数の増加は次の3表のようで、横須、庄能、加生が多く、

その世帯数を受け入れるのは新築の戸建住宅とマンション、ハイッおよびれる集合住宅である。前図参照（註、地図の範囲外の二棟分省略）

前の図を地区別に示すと、庄能14棟、鹿沢6棟、上寺、山田、横須が5棟、門前4棟、今宿3棟、2棟は大才となる。（省略の地区あり）

二、増加人口と職業

旧山崎町だけでなく、宍粟郡全体についても同様であるが、戸建住宅・マンション・ハイッの人達は旧町でみると一九七〇（昭和四十五年）と一九九五（平成七年）では約三五〇人増加であった。成人の人たちは町外（姫路方面）に、宍粟郡全体でも姫路又は姫路以東に通勤せざるをえない状況であって、通勤時には町内の多数の信号機で渋滞し、姫路市街地入口では各郡の通勤者による交通混雑現象がみられる。長い通勤時間は徒労に近い。

町内、又は郡内で労働力の吸収ができない限り南光―山崎線、二十九号線の改修に満足できないと論がある。

三、近世は高瀬舟が主要交通媒体であって、明治、大正、昭和前期は郡内道路の拡幅でトラック輸送中心に経済が円滑に動いた。

敗戦後の五十年は既述の通りであるが、トラック、マイカーの増加した今後二十一世紀の多くの重要案件の一つは、山崎町（広く宍粟郡）と山陽沿海部方面とをどのように円滑に結ぶかではなからうか。時間距離の短縮のように思う。

（追記）城下地区のスーパーなどの地域発展と商店分布地図は割

愛した。また資料提供に協力いただいた各企業各位に感謝します。

池田家老淵本弥兵衛の日記(1)

堀 口 春 夫

完栗日記を掲載する前にまず筆者淵本弥兵衛の家歴を記載致します。（以下読くだし文で紹介します）

私の祖父本家淵本弥兵衛、生国は濃州。勝入公（池田信輝）へ拾六歳の時、腰に鎌を指し、御馬の草刈にと野間にて申し上げ従士に召し出され、其後代々御奉公仕る。後に福照院様（利隆公夫人、徳川四天王ノ一人榊原式部大輔康政ノ二女鶴姫ニシテ新太郎少将光政公及び恒元公ノ生母也。元和二年六月十三日利隆公卒シテ尼トナリ福照院ト号セリ）に御奉公仕り候。此の時分は剃髪仕り道怡と申し候。御知行式百五拾石下され候得共、何れの御代に下され候も存じ奉らず候。尤も、折紙御座なく候。百石は淵本六郎右衛門（本家二男）、百石は淵本弥市郎（本家四男）の兄弟に下され候様に承り申し候。

元和癸亥年、江戸御中屋敷に於て七拾歳にて病死仕り候。他の御家には御奉公仕らず候由、委細は存じ奉らず候。申し伝えを承り此の如くに御座候。

一、私の父淵本六兵衛氏保（本家三男）、生国は播州。松平備後

守恒元公（光政公次弟）へ元和三丁巳年拾六歳にて御児小姓に召出され拾石貳人の御扶持方下され候。寛永二乙丑年（一六二五）道怡知行の内五拾石余御座候由、御加増百石になされ六兵衛へ下され候由、折紙は御座なく候。委細は存じ奉らず候。正保三丙戌年（一六四七）十月二十日に百石御加増是より折紙御座候（アト略）

慶安二年己丑年（一六四九）播州完粟へ隨身致し候。慶安四年辛卯年春江戸御留守番に参る。承応元壬辰年（一六五二）春完粟へ帰り、家老職仰せ付けらる。病気に罷り成り申し候に付、御役儀御断り申し上げ候得共、精々養生致す様にと御言葉を賜りぬ。寛文二年辛丑年（一六六二）十二月、四百石御加増前禄合せて千石に仰せ付けられ候。

寛文五年乙巳（一六六五）十二月十六日父病の為御役御免なされ候。即ち私に六兵衛後役仰せ付けられ候。六兵衛は病氣次第に重く成り申し候に付、六兵衛は千石指し上げ申し候処、私の知行四百石家も共に入れ替り候様に仰せ付けなされ候。軍旅の二之手を仰せ付けなされ旄の下置き候を此の時指し上げ申し候。

寛文十一年辛亥年（一六七二）六月二十一日、四百石の御知行家も指し上げ、私宅へ参り度き旨、願ひ上げ奉り候得ば、願ひの通りに仰せ付けなされ私宅へ参り候。此の時四百石家屋敷願ひの通り召し上げなされ候て、五拾人御扶持方下され引越剃髪仕り、道安と改め申し候。私宅に於いて七月十九日恒元公御渡らせられ、よき様に思し召しに付き御門外へ御出なされ、それより私宅に道安

臥せ居り申す所へ入りなされ、此の時道安正氣御座なく候。脈を御取りなされ、最早療治叶い難しと御意仰せなされ、御帰り遊ばされ候。その夜七十才にて病死仕り候。恒元公十六才にて召し出され、御児小姓奉公仕り、其後御供役、取次役、恒元公備州西大寺へ御越しの節、一年相詰め其後備中畑にて御屋敷見立に罷り越し、江戸惣奉行勘定聞、裏判役（職掌ハ金銀米穀ノ出納ヲ司リ諸切手ニ裏判ヲ施スヲ以テ此ノ称アリ）旗奉行、鉄砲頭、伊賀者五人組預り。完粟御仕置仰せ付けなされ、勤め申す内に御直筆にて詩歌下され、法元永真絵三幅対、片付の御茶入など下され候。兼て御家中の為他所酒

用申す儀御留め成され候得共、道安私宅へ引越し申す節は道安一人へは御免遊ばされ候。完粟に御座成され候年は六兵衛宅にて御膳御茶を上がられ、江戸に御座成され候年は江戸へ御茶御肴を上げ、常に御前へ罷り出る節は御相伴、其外故ある時は猶以って御相伴仕候。他家へ御奉公仕らず候。

きれいなカラープリントの店



コーエーカメラ Specialty Camera Shop

本店 宍粟郡山崎町東鹿沢26-3 ☎62-2089
フリーダイヤル ☎0120-440-990
FAX0790-62-7429
睨ランド店 TEL0790-63-0533

男子二人皆召し出され一人は弥兵衛保道次男弥三左衛門保儀、女子四人皆御家人の妻に仰せ付けられ候。同氏道安願の如く隠居仰せ付けられ、御扶持方拝領其方一統にこれ有るべきの心と存ぜらる旨、尤に候。一段の儀と存ずる事に候。 恐々謹言 豊前花押

七月廿五日

渕本弥兵衛 殿

一、初めて御膳上げ候時、恒元公より御服を六兵衛に、綿を妻に御服を弥兵衛保道に下され候。六兵衛も無銘の小脇指上げ申し候。御服六兵衛に綿、六兵衛母（本家ノ後室森氏妙閑延宝二年十二月十八日卒年九十二才、完栗郡春安村塚谷ニ葬ル）に下され、六兵衛も志津之小脇指をさし上げ申し候。（以下弥兵衛保道の履歴、筆者註）

一、私保道生国武州、幼名吉十郎と申し候。当年五十七歳に罷り成り申し候。

寛永二十年癸未年（一六四三）恒元公へ拾五歳にて御児小姓に召し出され、其の年は御仕着せにて御座候。同年八月朔日茶立申す儀、急に習い候て、御立不断御茶上がり候節は御側へ参り居り申し候。其後森妙閑に御扇の取り様御氣に入り候間習い候へと仰付けられ弟子に成り其の通りに相勤め申し候。

正保元年甲申年（一六四五）米拾石に式人の扶持方下され御判紙を御預け成され候。

一、慶安二年己丑（一六四九）完栗御拝領、御供仕り完栗にて名を弥兵衛と改め申候。此時二拾一才にて前髪を取り申し候。同三

年寅年江府へ御越し御供仕り御判紙役御免、江戸御屋敷勘定聞兒小姓役仕る。同四年辛卯完栗への御供仕り帰り候。前年より煩ひ申すに付き、江戸の内何方へも御暇罷り出申さず養生仕り候様にと仰せ付けられ候。卯の春も煩ひ申すに付き道中の役儀御免池鯉ちり鮒ふにて御暇下され京都へ罷り越し養生仕り候へと仰付けられ候。

恒元公は彼地より急ぎ京都へ御越、私の儀は御跡より参り候。然れ共京都に逗留仕らず直ちに京都より又御供致し完栗に帰る。然れ共病氣よろしからざるに付き引込み申候処に御内意を以て京都備前心の行く所に随いて病氣を治す可しと仰せ下され候。然れ共何方へも参らず候。同年八月御家中の諸士へ地方じかたにて知行下され候間、完栗三万石の御領地見分致し割符仕り候様に仰付けられ割符仕り候。

承応元年壬辰（一六五二）春恒元公江府へ御越し御供仕り道中往來江戸御屋敷にて横目役相勤め申候。同二年癸巳春、青蓮院御門主日光へ御越し、御馳走役恒元公へ仰せ付けられ日光へ御越し、此節弥兵衛江府御屋敷に留どまり申し候。同夏御供仕り完栗へ帰る。水口御昼休みにて父六兵衛煩いの旨聞かされ御先への御暇下され候。水口立ちて完栗へ海陸二日にて帰省、六兵衛病少しよく御座候に付き御意の趣申し聞かせそれより直ちに姫路に参り翌日大久保にて恒元公へ御目見得、六兵衛御請け申し上げ、是より御供仕り完栗へ帰り申し候。

明暦元乙未年（一六五五）九月俸禄式百石御加増同年十一月初めて私宅に於て恒元公へ御膳御茶を差し上げ候。此時御服私へ、

又妻へ御綿下され、私も無銘の御刀差上げ候。同二年丙申三月糟毛の五歳馬を恒元公に差し上げる。

明暦三年丁酉（一六五七）夏恒元公へ御暇出る筈に御座候処、此年も大火事に付き江戸屋敷焼け殿様、公儀より江戸火消しの役儀仰せ付けられ江府に御留り成され候。此夏私儀江府へ参候様に仰せ付けられ五月に完粟を立ち、六月に江府御屋敷へ参着仕り候。万治元年戊戌年（一六五八）十一月岡山へ御使者に参る。是れ光政公の御六様御婚礼相済み申し候に付き（池田出羽由成ノ子池田主計ニ嫁ス）恒元公より御祝儀の御樽御肴進められ御使者に参り候。私も自分の大刀を以て御礼申し上げる。御城に於て御料理御盃を下され、光政公より御服二領私に下され御六様より白銀三枚私に下され候。万治二年己亥（一六五九）江府御城建築普請御手伝、恒元公へ仰付けられ、正月に完粟御立御供仕り候。御玄閔、遠侍、殿上の間、蘇鉄の間、御坊主部屋、蓮池二重の御櫓、御番所仕続け御手伝いなされ候。此時中老の役人仰せ付けられ候。御殿大方出来の節、公方様（徳川四代將軍家綱公）御成なされ御上覧遊ばされ候。此の時は拾組の奉行所にて拝し仕り候。恒元公の奉行は御台所口通り道に並びおり拝し仕り候。是れ久世大和守殿御指図による也。同年九月五日御移徙に付き、拾組の下奉行御城下乗の御腰掛の前へ皆罷り出で候様御触之れ有り。西の御丸より御本丸へ御成りなされの節拝し仕候。是又久世大和守殿の御指図に依る也。又城中にて御服三領御羽織一領白銀二拾枚拝領す。御服二領宛光政公恒元公より下され、同月御供仕り完粟へ帰る。

寛文元年辛丑（一六六一）年の正月恒元公御長女お久殿、板倉伯耆守殿（内膳正重矩）嫡男板倉重良公へ御婚礼相済み申すに付き御供御貝桶の役仰せ付けられ候。伯耆守殿へ大刀を以て御礼申し上げる。御料理御盃の上にて黄金一枚下され候。同年八月十七日恒元公備州岡山へ御越御供仕り候。同月晦日に御帰城御供仕り候。御逗留中恒元公仰せにて山田道悦軍行物見之巻を承る。

寛文五年乙巳歳春日光にて竹内御門跡御馳走役恒元公へ仰せ付けられ私も御供仕り参る。御門主江府に御歸りにて真福寺に御留まり、恒元公直ちに御着成され候。弥兵衛も相詰め申し候。同年秋恒元公弥兵衛に御直筆一步之物所持仕る間敷候間、三拾六番之詩歌巻物を下され其後光政公御筆跡の巻物を下され候。同年九月有馬へ入湯仕り候処、恒元公より有馬への病の様子聞きなさるべく御飛脚に御書き付け鮎鮓を添へ下され候。寛文五年同十二月裏判役御免、奉行役仰せつけられ、種ヶ島組指し上げ、謀者五人御預け、俸禄六百石御加増、前禄合せ千石に仰せ付けられ、父六兵衛屋敷を賜り家老職後役仰せつけられ、入れ替り指し上げる処の軍旆に慰斗を御添下され候。弥兵衛も肴を以て御礼申し上げ候。寛文六年丙午正月十一日軍旅の二之手を仰せ付けられ候。同七年丁未六月に軍旅の一之手仰せつけられ、弥兵衛自分一箇の旗制候様に仰せつけられ候。寛文八年戊申歳三月廿六日江府上屋敷御普請惣奉行仰せつけられ、恒元公より御先へ江府へ参り材木は完粟の木、御船は光政公綱干より江戸迄残らず数百艘の御積船進ぜられ候。

寛文九年己酉歳（一六六九）糟毛の五歳馬を、恒元公御嫡男豊前守政元公へ上る。（中略）
△続きは次号▽

山崎町の明治・大正・昭和の

梵鐘について

片山昭悟

1. はじめに

宍粟郡内の梵鐘について、江戸時代の金屋鋳物師長谷川氏を中心に各町ごとに集成を行ってきた。

山崎町内の調査を行っていると、明治時代の野々上陸雲寺喚鐘や大正時代の宇野唯稱寺喚鐘などがみられる。

今回、町内の明治・大正・昭和の梵鐘・喚鐘（半鐘）について、平成五年五月・七月ならびに平成八年七月に調査を行ったので概略を紹介する。

なお、明治の鐘については、大平洋戦争により町内の梵鐘の多くが供出されている。

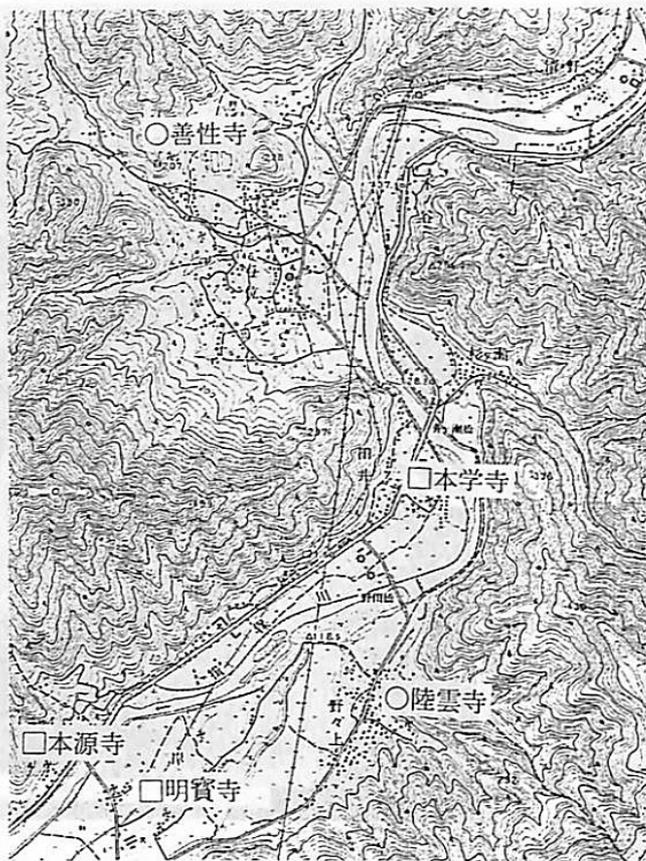
これらについては故安井俊二氏が調査されている。

昭和初期ならびに戦後の昭和二十年代に作られた梵鐘についても紹介する。

○	明治の梵鐘（現存）
●	明治の梵鐘（現存していない）
△	大正の梵鐘
□	昭和の梵鐘



寺院位置図（山崎・菅野）



寺院位置図(神野・河東)

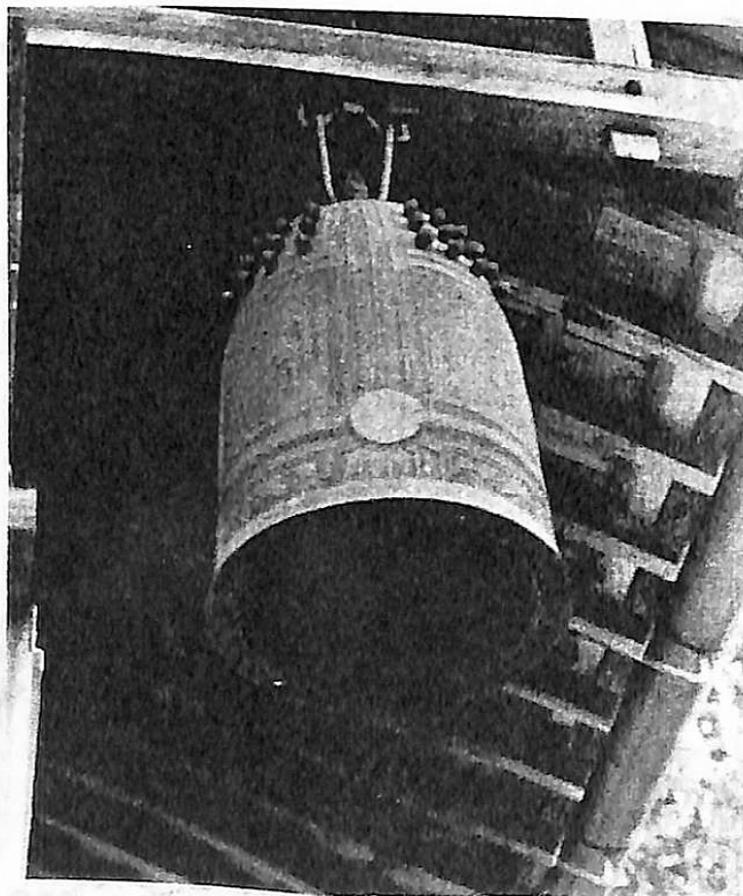


寺院等位置図(城下・河東)



(菅野)

次に山崎町野々上の陸雲寺喚鐘は、明治三十四年(一九〇一)三月の鐘で現存する。約九十年が経つ鐘である。

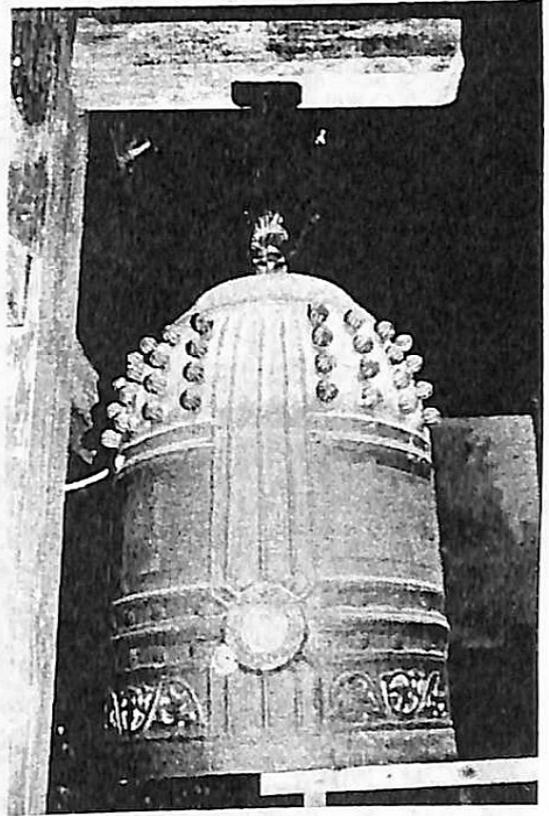


善性寺喚鐘

2. 明治の鐘について
山崎町内には明治の鐘は四口が現存している。
製作年代順に紹介する。
まず山崎町与位の善性寺喚鐘は、明治二十六年(一八九三)十一月作で現存する。

なお、陸雲寺は、浄土宗知恩院派の寺院とされる

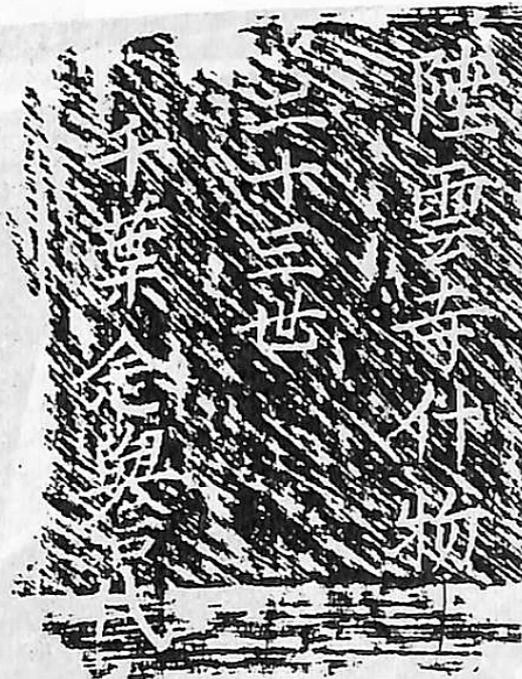
厚み	口径	龍頭	笠形	鐘身	総高	法量は
3	32.6	7	8	40.5	58cm	
		下帯	龍頭	乳	撞座	
		唐草紋	双頭宝珠	四段四列	複弁八葉	



陸雲寺喚鐘



撞座



山崎の泉龍寺喚鐘は、明治四十三年（一九一〇）五月の作で現存する。

総高 57 cm 鐘身 43 cm 笠形 6
龍頭 8 口径 34 厚み 3 乳四段四列



泉龍寺喚鐘

また、岸田の明寶寺喚鐘は、明治の頃のものとされる。



明寶寺喚鐘

このほか明治の鐘には、故安井俊二氏の梵鐘調査によると、太平洋戦争で供出されているものが多くみられる。貴重な資料であり年代順に鋳物師等を紹介する。

寺院名	年号	鋳物師名
1. 山崎静明山 青蓮寺梵鐘	明治十年（一八九七） 酉之孟冬	鋳物師 尾上久三郎
2. 寺町 妙勝寺梵鐘	明治十二年（一八七九） 四月一日	治工大阪高津在 今村久兵衛作 現存するのは 昭和五十五年七月の鐘
3. 元山崎 明源寺梵鐘	明治十二年（一八七九） 卯三月十一日造之	職工姫路野里保城忠平
4. 寺町 興国寺梵鐘	明治二十年（一八八七） 五月	不明 旧梵鐘 正徳二年九月 洛陽三条釜座和田信濃
5. 本町 恩澤寺梵鐘	明治二十二年（一八八九） 五月中流	不明
6. 山崎功德山 光泉寺梵鐘	明治三十二年（一八九九） 一月十日鑄之	姫路市博労町 鋳造人 福井梅吉 彫刻師当町岡田譽一
7. 山崎龍眼山 随陽寺梵鐘	千時 明治四十二年（一九〇九） 四月廿五日鑄造之	鋳造人龍野町中村仁蔵 鋳物師大阪高津在 今村久兵衛藤原清久
8. 寺町清龍山 大雲寺梵鐘	この鐘は江戸時代の 享保五年三月	治工播州姫路京口小野 太郎左衛門尉藤原正家 （鐘楼のみ現存している）

3. 大正時代の鐘について
山崎町内の梵鐘・喚鐘について調査をしていると、以外に少ないのが、大正時代の鐘である。

山崎町宇野、唯稱寺の喚鐘は、私が町内において初めて見る大正五年（一九一六）三月の鐘である。

鐘銘は

「大正五年参月中旬寄附

東京市神田区

表神保町貳番地

音羽亭

総高	72 cm
鐘身	51
笠形	7
龍頭	14
口径	41.2
厚	4.3
乳	四段三列

撞座 複弁八葉蓮華文

播磨國宍粟郡葛澤村ノ内」

治工は不明である。龍頭が非常に丁寧なつくりである。

この「東京市」とは『広辞苑』によると明治十一年

（一八七八）は、東京府となり、明治三十二年（一八

八九）東京市として十五区に分け、昭和十八年（一九

四三）に都制を布いている。

明治の前期には「トウケイ」とも呼んでいた。

近くには大正十三年の石碑がみえる。



唯稱寺喚鐘



撞座

塩田の明証寺喚鐘は、大正十一年（一九二二）四月に買替されている。



明証寺喚鐘



塩田 明証寺

この鐘は

享保二 (一七一七) 丁酉四月^{ひのとり}鑄造

寛政十二 (一八〇〇) 庚申六月^{かのえさる}再鑄

明治十六 (一八八三) 癸未十月^{みづのしづじ}再鑄

と刻まれている。

江戸時代の享保二年初鑄のものが、寛政十二年六月に再鑄され、明治十六年に再再鑄され、大正十一年に買替られたものである。

「鐘がなります日に三度」と唄われる。作詩野口雨情、作曲中山普平の山崎小唄で知られる最上山経王堂の梵鐘は

「大正十三年 (一九二四) 甲子五月

大阪市高津住今村久兵衛」とされる。



この鐘も昭和十八年 (一九四三) に太平洋戦争で供出され、現存する梵鐘は昭和二十五年再建されたものである。鐘銘は次のとおり。

また、経王堂半鐘は、大正四年 (一九一五) 七月の作である。



半鐘



山崎小唄碑

昭和初期の現存する鐘を少し紹介する。
 十一面千手観音や絵馬で知られる段観音堂の大師堂喚鐘は、昭和三年（一九二八）四月の鐘で現存する。
 山崎本町小針氏が寄進されている。
 観音堂で昭和の初め頃「たたらふみ」が行なわれた。
 現在の梵鐘は、昭和三十六年（一九六一）三月のものである。

4. 昭和の梵鐘

最上山経王堂梵鐘銘
 前時鐘日ニ三聲ヲ發シ町ノ
 一景物ニシテ亦警聲ナリ遇
 昭和十八年大東亞戰爭ニ洪
 出シ其後聲無キ事幾年實ニ
 寂寥ヲ感ス今ヤ平和國家ノ
 建設ニ方ヨリ有志相謀リ之
 力再興ヲ期ス即チ聲アリ此
 聲悠久ナル

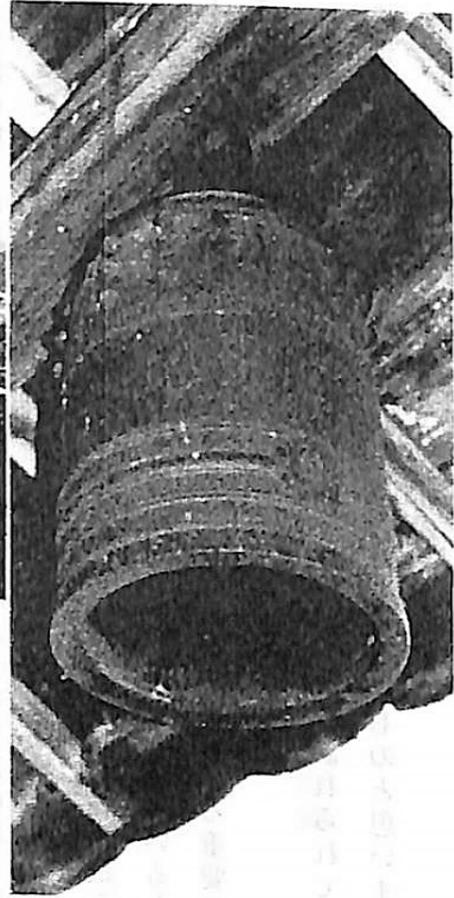
昭和二十五年六月再建

京都三和梵鐘鑄造所

富山高勝之作

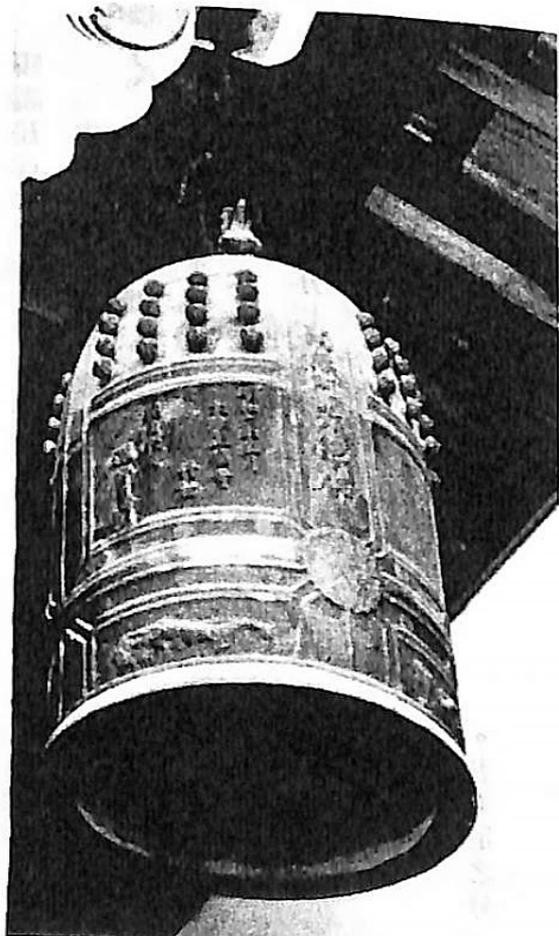


段、観音堂より東を望む



大師堂喚鐘

観音堂からは、城下平野が一望でき、国見山が西方にそびえる。金谷から見る国見山とは少し異った信仰の山のようにも感じる。



正福寺喚鐘

次に野の正福寺喚鐘は、昭和六年（一九三一）五月の作である。昭和初期の鐘は以外に少ないようである。

なお、山崎町内の梵鐘の多くは、昭和十八年頃に、太平洋戦争により供出され、戦後になると新しい梵鐘を購入される例がみえる。

調査したものについて年代順に紹介する。

① 五十波の本源寺梵鐘は、昭和二十三年（一九四八）四月八日である。

（鐘楼は大正三年（一九一四）四月に建られている）

② 御名の西光寺梵鐘は、昭和二十四年（一九四九）四月十五日製作は京三和梵鐘である。

③ 田井の本学寺梵鐘は、昭和二十四年（一九四九）内田交易

の作である。

④ 岸田の明寶寺梵鐘は、昭和二十四年（一九四九）仲春

⑤ 須賀沢の願壽寺梵鐘は、昭和二十五年（一九五〇）京三和梵鐘で再鑄

⑥ 山崎の最上山経王堂梵鐘は、昭和二十五年（一九五〇）六月再建

⑦ 木谷の教專寺梵鐘は、昭和二十六年（一九五一）三月十二日

このように町内の梵鐘は昭和二十三年〜二十六年頃に集中している。ただ、未調査の梵鐘もあり、今後増加するものと思われる。

5. おわりに

梵鐘の魅力にひかれて、江戸時代の長谷川氏の梵鐘喚鐘を調査してきたが、山崎町内には明治・大正・昭和の鐘も多くみられた。これらの鐘について今回、写真撮影や計測などの調査を試みた。とくに明治の梵鐘には、大平洋戦争により供出されているものもあるが現存するものもあり、一つひとついわれのある重要な梵鐘である。

ひっそりと寺院につりさがっている梵鐘を一度訪れられて、時を告げる鐘音の響きを聞かれたら、心が安らぐものと思います。

年貢米銀仮割帳 (4)

— 尼崎藩庄屋文書 —

久保寅夫

安政五年の上町村軍貢米銀仮割帳」の前の続きを掲載します。

伊三郎

外高壹斗貳升貳合喜代蔵へ入ル

一高五石七斗五升五合

内壹斗五合 引

残高五石六斗五升

内四斗一升貳合 上田引

五石四斗三升八合

米成貳石貳斗三升

一銀拾壹匁四分七厘

一〃百拾六匁四分

一〃壹匁三分

一〃貳百六拾四匁六分七厘

一〃三百九拾三匁八分四厘

入拾五匁貳分八厘

。小物成

先割

。通人別

。去不足之分

。被下米代

久米蔵

一 高五斗式升五合
米成式斗一升五合

一 銀式匁三分七厘

一 〃 拾壹匁式分

一 〃 壹匁九分

一 〃 八拾式匁三分三厘

〆 九拾八匁三分三厘

入 拾匁四分八厘

一 高三斗六升七合

米成壹斗五升式合

一 銀四分五厘

一 〃 七匁九分

一 〃 壹分九分

一 百廿壹匁六厘

〆 百三拾壹匁三分壹厘

入 壹分三厘

周蔵

外 二九升式合嘉治郎組へ戻し

一 高拾三石五斗八升七合

内 壹斗五升六合

四斗六升

差 六斗一升六合

残 高拾式石九斗七升壹合

内 八升

〆 拾式石八斗九升壹合

米成五石式斗五合

一 銀拾壹匁壹厘

一 〃 式百七拾五匁九分

一 〃 三匁壹分

〆 式百九拾目壹厘

入 百廿目四厘

入 三十六匁式分式厘

一 高七石九斗六升三合

内 壹斗四升九合

残 高七石八斗壹升四合

みぞ引

荒引

上田引

。被下米代

。小もの成

先割

。通人別

。去不足之分

五郎左衛門

。小もの成

先割

。通人別

。去不足之分

。被下米代

源左衛門

。小もの成

先割

。通人別

。去過之分入

。被下米代

米成三石式斗四合

一銀六匁壹分五厘

一〃百六拾七匁三分

一〃壹匁六分

百七拾四匁九分五厘

入三拾三匁三分八厘

入廿壹匁九分六厘

。小もの成

先割

。通人別

。去過之分入

。被下米代

新左衛門

一高拾貳石四斗一升貳合

内壹斗四升壹合

残高拾貳石貳斗七升壹合

内貳斗一升壹合

拾貳石壹升

米成四石九斗四升四合

一銀拾五匁四分

一〃貳百五拾七匁

一〃三匁壹分

貳百七拾五匁五分

入六拾八匁五分六厘

入三拾三匁七分五厘

引

上田引

。小もの成

先割

。通人別

。去過之分入

。被下米代

藤八組

岩蔵

一高三斗八升四合

内九合

残高三斗七升五合

内壹斗貳合

貳斗七升三合

米成壹斗一升四合

引

上田引

。小もの成

先割

。通人別

。去不足之分

一銀壹匁壹分

一〃五匁八分

一〃壹匁九分

一〃七匁壹分貳厘

拾五匁九分貳厘

外二

廿五匁八厘

廿五匁五分四厘

入七分七厘

入拾匁

。御米壹斗九升辰之助分へ廻す

。去己年トリ行先分八人へ廻す

。被下米代

。十二月廿九日納り

市太郎

一高壹石壹斗四升壹合

内巻斗五合

引

残高巻石三斗六合

米成四斗式升五合

一銀巻刃四分四厘

一〃式拾式刃式分

一〃式刃八分

一〃八拾四刃六分巻厘

百拾巻刃五分

入式刃九分巻厘

一高九石三斗八升九合

内 九升三合

巻斗六升五合

残高九石巻斗三升五合

内巻斗八升四合

八石九斗四升七合

米成三石六斗六升八合

内巻刃二付入に筈の分入前手年改源太衛門より入る

三分畑に付善右衛門より入に舌の事同年改入した

一銀八刃式分七厘

。小もの入

一〃百九拾巻刃五分

一〃巻刃六分

式百巻刃三分七厘

入三拾八刃五分式厘

入廿五刃巻分四厘

一高九石九斗四升七合

内巻升三合

残高九石九斗三升四合

内式斗一升三合

九石七斗式升巻合

米成三石九斗八升六合

一銀六刃五分式厘

一〃式百八刃

一〃式刃八分

入式刃四分式厘

入廿七刃三分式厘

先割

。通人別

。去過之分入

。被下米代

吟 蔵

引

上田引

。小もの成

先割

。通人別

。去過之分入

。被下米代

元 蔵

一高七石壹升六合

内貳斗三升五合

残高六石七斗八升壹合

内壹斗

六石七斗七升壹合

米成貳石七斗七升六合

引

上田引

一銀三匁八分七厘

一〃百四拾四匁九分

一〃貳匁貳分

百五拾目九分七厘

入五拾八匁九分八厘

入拾九匁三厘

。小もの成

先割

。通人別

。去過之分入

。被下米代

忠助

引

残高壹石三斗三升七合

内壹升七合

壹石三斗貳升

米成五斗四升壹合

上田引

一銀四匁五分九厘

一〃廿八匁貳分

一〃壹匁九分

一〃三拾目貳分六厘

六拾四匁九分五厘

入三匁七分六厘

。小もの成

先割

。通人別

。去不足之分入

喜代藏

。被下米代

当午始入伝三郎より入ル

一高壹斗貳升貳合

米成五升

一銀貳匁六分

一〃壹匁九分

一〃壹匁四分三厘

五匁九分三厘

先割

。通人別

。去不足之分

入三分四厘

。被下米代

豊藏

当午始メ惣左エ門より入ル

一高四斗四升三合

米成壹斗八升貳合

一銀九匁五分

一〃壹匁六分

拾壹匁三分

入五厘

入壹匁貳分貳厘

無高人

一銀六分

午改居村持高分

元高百八拾七石四斗八升八合

内三石六斗三升三合

残高百八拾三石八斗五升五合

内四石貳斗九升九合

百七拾九石五斗五升六合

百七拾九石貳斗六升五合

未成七十三石五斗八合内壹升八合過

貳斗九升壹合

米成貳升九合

米成合七拾三石五斗四升七合

先割

。通人別

。去過先之入

。被下米代

弥兵衛

。人別より

諸引

上之上田引

本免

壹つ取

手改

。小もの成

先割

。通四十三

人別百四十七人

内

入方五百四匁五分壹厘

外四厘不

入作下牧谷

久兵衛

一高貳石七斗九合

同四升七合

残高貳石六斗六升四合

米成壹石壹升四合

一銀六拾五匁

一〃壹匁

六拾六匁

入銀廿五匁七分九厘

下牧谷

伊三郎

被下米

みぞ引

先割

。通役

。去過之分入

一高三斗七升八合

米成老斗五升五合

一銀九匁七分

一〃老匁

一〃式匁三分九厘

一〃拾式匁四分九厘

下牧谷

傳左衛門

先割

。通役

。去不足之分

一高老斗三升六合

内三升老合引

残高老斗五合

米成四升四合

一銀老匁三厘

一〃式匁六厘

一〃老匁

一〃四匁六分三厘

入式匁八厘

。小もの成

先割

。通人役

。去過之分

一高老斗式升九合

下牧谷

萬治郎

内三升四合 引

残高九升五合

米成四升老合

一銀式匁三分

一老匁

一〃四拾四匁五分式厘

一〃五拾式匁八分式厘

中町

伊兵衛

先割

。通役

。去不足之分

一高老石六斗六升五合

内三升七合

残高老石六斗式升八合

内老斗一升式合

一〃老石五斗老升六合

一〃米成六斗三升式合

一〃一銀三拾七匁

一〃一〃老匁

一〃三拾八匁

上之田引

みぞ引

先割

。通役

中町

傳兵衛

一高式石式斗式升九合

米成九斗式升式合

一銀五拾四匁四分

一〃 壹匁

五拾五匁四分

入四匁六分五厘

。通役

。去過之分入

下町

太郎左衛門

外高三石七斗六升三合銀十分之仕分

一高三石六升壹合

米成壹石貳斗五升五合

外貳匁八分林付藤兵衛へ入ル

外貳匁貳厘銀十郎へ仕分ニ付△△

一銀貳匁壹分

一〃 七拾四匁七分

一〃 壹匁

七拾七匁七分六厘

。小もの成

先割

。通役

下町

銀十郎

一高三石七斗六升三合

内貳升七合 引

残高三石七斗三升六合

米成壹石五斗三升貳合

一銀貳匁貳分貳厘

一〃 九拾壹匁貳分

一 壹匁

九拾四匁四分貳厘

。小もの成

先割

。通役

下町

入廿四匁壹分四厘

。去過之分入

下町丑太郎のこと

要蔵

一高九斗五合

米成三斗七升五合

一銀貳拾匁壹分

一 壹分

一八匁二分

三拾壹匁三分

。通人役

。去不足之分

先割

下町六兵衛のこと

作左衛門

一高貳石四斗貳升三合

米成壹石三合

一銀五拾九匁壹分

先割

一〃壹匁

通役

一〃八匁八分八厘

去不足之分

六拾八匁九分八厘

一銀四拾六匁壹分

先割

一〃壹匁

通役

一〃六匁貳分貳厘

五拾三匁三分貳厘

片山

馬之丞

直吉

一高三石六斗五升

米成壹石五斗一升

一高五斗三升

米成貳斗貳升壹合

一銀八拾九匁壹分

先割

一〃壹匁

通役

小もの成

下牧谷

先割

一〃六匁壹分七厘

去不足之分

廿匁匁三分壹厘

一銀三匁九厘

小もの成

内

入壹匁七分九厘

去週先之分

下町

重左衛門

一高貳石三升

今藏

内四升壹合

一銀三分壹厘

小もの成

残高壹石九斗八升九合

内壹斗

上田引

午改 通拾六本

壹石八斗八升九合

元高 三拾石四斗五升八合

米成七斗八升六合

内四斗三升九合

諸引

残高三拾石壹升九合

内貳斗七升九合

ノ 貳拾九石七斗四升

米成拾貳石三斗四合

内壹斗壹升壹合過

一 銀拾匁四厘

一 〃七百廿五匁九分

惣辻之寄

元高合貳百拾七石九斗四升六合

内

九升三合

三石九斗七升九合

差四石七升貳合

残高貳百拾三石八斗七升四合

内

四石五斗七升八合

ノ 貳百九石貳斗九升六合

分

貳百九石五合

米成八十五石八斗貳升貳合

内壹斗三升過

貳斗九升壹合

上田引

全戻敷引
田畑荒溝代引

。小もの成
先割ノ

山崎東味監製 (098)05-11011

米成貳升九合

米成合八拾五石八斗五升壹合

一 銀百八拾壹匁五分貳厘

一 〃四貫五百六拾八匁六分先割ノ

外ニ貳匁八分四厘不

小物成リノ

ハ以上ノ

春の研修旅行記

浅田耕三

五月一九日午前八時、総勢六五人山崎を出発、薄曇りながら風さわやかな絶好の旅行日和であった。

途中、名塩サーブスエリヤで休憩ののち、予定通り最初の見学地、信香楽の宮跡に着く。

まさに滴るばかりの新緑、その下で志水副会長の懇切な説明を拝聴した。

聖武帝の離宮の趾である。天平文化の豊かに華ひらいた時期の離宮と思いがちだが、事実は神龜六年（七二九）の左大臣長屋王の自決、天平一二年（七四〇）の藤原広嗣の乱、玄昉の挙兵など、政局は不安定で血なまぐさい事件が相次ぎ、おまけに国分寺の建

立、東大寺盧舎那仏（大仏）の造営、恭仁、紫楽、難波と、たび重なる遷都による消費でさしもの律令体制もゆらぎはじめ、懇田永代私有令が施行された時代である。

志水副会長のご説明では、ここは国分寺の跡地で、離宮はもつと北にあったらしい。なる程、金堂、講堂、鐘樓、塔跡などと、札が立ててある。どの跡地も立派な礎石で、大きなものは直径二メートル程もある。

広い敷地と礎石から想像して、堂々たる大伽藍だったのだろう。八世紀半ばにしては最新の工法だったに違いない。

聖武帝のそんななみなみならぬ仏教帰依のかけには、疫病に苦しむ民衆と、複雑な宮廷の空気があった。光明皇后が病人の体をみずから洗い給うたというはなしは、昔小学校で修身か読本で習った記憶がある。病は癪だったのであるうか。光明后は藤原不比等の娘、民間の出で立后された最初の皇后である。

おくすりの相談と処方せん受付

ごころ薬局

薬 剤 師 岸 本 八重子
薬 剤 師 岸 本 弘 子

山崎町東和通り・☎(0790)62-1190

古代、朝鮮半島をへてさまざま大陸文化が入ってきたが、悲惨な流行病もまた日本の民衆を襲っていたのである。

そんな事を考えながら宮と跡を巡っていると、おそらくは当時、多くの参詣人の足に踏まれて丸くなったのであろう参道の舗石までが、燃えるばかりの緑の葉蔭で、何となくもの哀しさを感じさせた。

うってかわって昼食は、しがらき陶苑はたぬき村、一万匹もの大小さまざま、とぼけたたぬき達に迎えられて、味もなかなかよかった。

店の入口の大だぬきのふぐりに腰かけて高野薫風さんのカメラで写真におさまりつつ、この春よりかしわの学園で習い始めた駄句をひねる。

離宮趾礎石を染むる若葉かな

とぼけてはいてもたぬきはどこか飛鳥仏に似ている。

信楽からバスで五〇分、伊賀上野に着く。

忍者屋敷を見て芭蕉記念館、それから上野城。

忍者屋敷は忍者姿の若い娘さんが屋敷のからくりをいろいろ見せてくれたが、何となく底が浅いようですさほど感銘は受けなかった。けれど地下の展示場に並べられた忍びの道具類は、たしかに一見の価値があった。わずか一メートル余の手槍、頑丈でただ実戦の機能のみを追求した刀、苦内という土堀り具など、何人もの忍者の手によって使いふるされた痕がうかがえ、あの籠職人や大工など職人の手になじんだ古道具をみる時のような、一種の畏敬

を覚えた。

なるほど忍術というのは、こけおどしでなく、実戦そのものだったのである。

この春、堀口会長さんに見せて頂いた山崎藩の池田恒元時代の侍屋敷図面には、荒神さんの下あたりに「伊賀者」と記された何軒かの、かなり大きい屋敷があったし、姫路城の池田輝政の没後、嫡子の利隆が亡父の集めた城内の諸武具類、一代抱えの家臣達を整理した時の記録にも、十数人の伊賀者が出てくる。

戦国期にはどの大名も彼等を召し抱えていたのである。

その忍びの道具に比べると、三層の上野城天守閣に飾られている藤堂家伝来の甲冑、調度類は実に華麗であった。

天守閣そのものは昭和一〇年かに某実業家が、私財を投じて建てた日本最後の木造建築の城だそうで、それなりの風格がある。

三階の天井の、当時の政治家文化人等の天守閣建立に寄せた揮毫もおもしろく、中でも徳富蘇峰、高田早苗の豪放な墨痕に感心する。

藩祖藤堂高虎は城造りの名手であったという。濠の方へおりていくと豪壮な石垣があってその面影がのこる。

しかしこの人世渡りもうまく、豊臣恩顧の大名ながら徳川家康から家来というより無二の知己として遇され、今生のみのつき合いが心残りだと家康から嘆かれると、では私が大御所と同じ宗旨となりましょう、さすれば来世も一緒ですから、と家康を喜ばせ、家康が死ぬとさっさと元の宗旨にかえったという。

しかしその藤堂勢も大阪夏の陣では思わぬ若戦に陥り、多くの犠牲者を出した。その時討死した二一歳の若武者藤堂良重の兜が陳列してあって、それがひとしおあわれをとどめていた。藤堂家はこの日、一族の武将四人を失なっているが、山崎藩本多家の先祖本多忠朝もその翌日、戦死している。

芭蕉記念館。「猿蓑歌仙」の草稿と月見の宴の献立表など、本物にはやはりその時の雰囲気まで漂っていきそうで、時間をかけてゆっくり見たいと思った。蕪村の「奥の細道」の飄逸味あふれる俳画はやはりすばらしい。けれど蕪村でなくてもこの時代の文人はみな絵もかけたのである。

六時半、予定通り山崎へ到着。

おかげさまでたのしい旅であった。

垣口研修部長さんはじめ、お世話下さった方々に感謝申し上げます。筆をおきます。



事務局だより

※ 本の紹介

『奈良時代の鏡研究』

片山昭悟氏 発行

本会の会員でもある片山昭悟氏は金谷一号墳から出土した奈良時代の鏡に限りない研究心を燃やし、国内の類似の鏡を追って現地を訪ね、系統的に研究した内容をこのほど『奈良時代の鏡研究』と題して発刊された。同氏は、四年前に『金谷一号墳出土の瑞雲双鸞八花鏡1・2』を同時発行し、引き続き二年前には『奈良時代の鏡・千二百年前にあこがれた紋様』も発行されており今回で四冊目となる。